

指 名 停 止 業 者

商 号	所 在 地	指 名 停 止 期 間	指 名 停 止 理 由
四国アクア有限会社	高松市勅使町660－3	令和8年7月10日から 令和8年8月9日まで (1か月)	四国アクア有限会社は、令和8年6月22日開札の「令和8年度小・中学校空調室内機フィルター清掃業務委託（東地区）」及び「同業務委託（南地区）」の見積徴取に参加し、落札決定後、人員不足により履行困難であるため対応ができないとして、落札取消請求書を提出し、契約締結を辞退した。 この事実は、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第26号（不正又は不誠実な行為）に該当する。